

随意契約理由書

件 名	名谷発電機室他ガスタービン発電機点検整備
契 約 の 相 手 方	株式会社カワサキマシンシステムズ
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当

随意契約の理由

今回の点検整備対象である発電機設備は、非常時に旅客の安全を確保するための防災設備や保安設備等に電力を供給する重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査を実施している。

この発電機設備は、製造業者独自の仕様で製作されたもので、整備・調整基準も独自のものであることから、本点検整備業務に必要な交換部品入手し本業務を責任を持って確実に行える者は当該設備の製造業者以外にいない。

なお、当該設備の製造業者は「川崎重工業株式会社」であるが、当局所在地区におけるこの保守業務を行う部門は系列会社である「株式会社カワサキマシンシステムズ」だけである。

以上の理由から本業務を行える者は「株式会社カワサキマシンシステムズ」以外にいない。

担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 512)	(電話番号078-791-1467 内線3
------------------------	----------------------------	-----------------------